

アメリカ合衆国の対外情報教育政策の 文脈における占領期日本の女子教育改革

土 屋 由 香

はじめに

アメリカ対日占領軍GHQの民間情報教育局（CIE: Civil Information and Education Section）は、その名の通り「情報教育活動」に携わっていた。情報教育（Information and Education）とは、占領軍に限らず国務省をはじめとするアメリカ政府諸機関が、特に第二次世界大戦後頻繁に用い始めた用語であり、海外でアメリカ合衆国に関する情報を普及させ、その文化や政策への理解を深めるための活動を指した。冷戦が始まると、情報教育活動はソビエトのプロパガンダに対抗してアメリカの国家イメージを向上させ、親米民主主義を育成するための宣伝活動の色彩が強くなった。

日本やドイツ等の占領地域においては、情報教育活動は他地域と比べて特殊性を帯びていた。すなわち一般には国務省とその海外ポスト（大使館等）が情報教育活動の主たる担い手であったのに対し、占領地域においては占領軍と陸軍省とがその実施主体であった。また、他地域ではアメリカ合衆国に関する情報やソビエトの脅威に関する情報の普及が主な目的であったのに対し、占領地域ではこれに加え、占領軍の指導下で行われた諸改革についての情報普及と、さらには教育・宗教・メディア等に関わる改革内容そのものについて最高司令官に助言することも、CIEの任務であった¹⁾。要するに、占領下における情報教育活動は、通常のアメリカ政府の対外情報教育活動が肥大化した姿であり、情

報普及のみならず政策への提言・介入をも含むものであったと見ることができる。占領政策に関する先行研究の中では、このようにCIEの活動をアメリカ合衆国による対外情報教育活動全般の中に位置付けて論じられることは少なかつた。しかし、冷戦初期に「情報教育」の名の下にグローバルに展開されていた活動と、日本におけるCIEの活動との間には密接な関係があった。CIEの活動が（特殊な形態とはいえ）アメリカの対外情報教育活動の一環であったという視点は、教育改革やメディア改革におけるCIEの影響をより深く理解する一助となるだろう。

戦争末期から終戦直後にかけて、アメリカ合衆国政府の戦後計画に関する最高決定機関であった国務陸軍海軍三省調整委員会（SWNCC：State-War-Navy Coordinating Committee）は、政策文書SWNCC-162シリーズ「日本人の再教育・再方向付け」を起草した。この文書は、日本人の思想を極端なナショナリズムや社会主義から遠ざけ親米民主主義へと誘導する方法を定めたもので、後に占領軍CIEの情報教育活動のガイドラインとなった。文書には、「若者のみならず全ての日本人を再教育」するため、「様々な分野における日本人指導者の影響力を利用する」のはもちろん、「書籍・教科書・定期行物・映画・ラジオ・講演会・ディスカッショングループ・学校など、あらゆるメディア」を動員することが定められていた²⁾

ここからわかる通り、「再教育・再方向付け政策」の中では、学校教育は親米民主主義思想普及のためのメディアの一つと見なされていた。そのことは、「再教育・再方向付け政策」が戦後「情報教育政策」と名前を変えても変わらなかった。しかしながら、占領期の教育改革のすべてが日本人の再教育を目指したものでなかったことは論ずるまでもない。戦前からの様々な教育改革の流れがあったと同時に、占領期は新しい教育制度・方法を取り入れようとする教育関係者たちの熱意に満ちていた。アメリカ合衆国から招聘された多数の教育専門家たちは、自国の制度を輸出するというよりもむしろ、日本人の要請に応じて助言を与えた。占領期の教育改革の多くは、理想的教育制度を追求する日本人とアメリカ人の共同作業の性格を帯びた。しかし、こうした教育者たちの

熱意と並行して、「再教育の道具としての教育」というアメリカ合衆国政府の意図が働いていたことも否定できない。

本稿ではまず、アメリカ合衆国政府の対日戦後計画の中で「再教育・再方向付け政策」と教育政策とが、それぞれ別の政策文書でありながらも有機的な相互関係を保ちつつ立案されたことを指摘する。次に、特に占領期に大きな改革が次々と実施された女子教育の分野に焦点を当て、教育と再教育との密接な関係が実際の政策の展開の中でどのように作用したのかを分析する。占領期教育改革の中で特に女子教育を取り上げる理由は三つある。その一つは、女子教育の分野で重要な制度改革がいくつも実施され、それらがCIEの情報教育活動の重要テーマとなっていたからである。戦前・戦中までの日本の女子教育（特に公教育）が裁縫・料理・育児・修身などのいわゆる良妻賢母教育を主眼としていたのに対して、戦後の教育改革においては人間教育・専門教育へと教育理念の大幅な転換が行われた。これに伴い国立大学の女子への開放・女子大学の設立・カリキュラムの男女均一化・男女共学など、大きな制度改革が矢継ぎ早に遂行された³⁾。大きな改革が行われたということは、それを周知徹底させるための情報教育活動も盛んに行われたことを意味する。CIEの情報教育活動の内容を吟味することによって、情報教育政策の文脈から見た女子教育改革がどのような位置づけであったのかを探る。

第二に、占領軍が高い教育を受けた日本女性に、占領政策を受け入れ普及させるエージェント（媒介者）としての役割を期待したことが挙げられる⁴⁾。このことは、戦前からのキリスト教ミッション・スクール出身者が圧倒的に男性よりも女性に多かったこと、占領軍が彼女たちに親米民主主義を日本人の手で一般国民に伝えてくれる仲介者の役割を期待したことと無関係ではない。戦前の公教育においては、女性が正式に大学教育を受ける道はほとんど閉ざされていた為、高等教育を受けたい女性たちの受け皿となったのがキリスト教系ミッション・スクールであった。ミッション・スクールは「女子専門学校」扱いで大学とは認められなかったが、中には大学レベルの教育を実施する学校もあった⁵⁾。そのようなミッション・スクールの在学生・卒業生や教員の多くは熱心

な女子教育の推進者であり、また欧米文化の理解者でもあった。占領軍は彼女たちと協力関係を築き女子教育推進の手助けをすることにより、親米民主主義の支持者を増やすとともに、彼女たちが占領政策への左右（共産主義と超国家主義）両方からの攻撃を抑止する勢力の核となってくれることを期待したのである。

第三に、日本男性の多くが最近まで戦場で戦った敵であったのに対し、日本人女性はアメリカ人の目から見れば戦争や封建主義的抑圧の「犠牲者」に見えた。彼女たちに参政権や教育を受ける権利を与える「解放者」の役回りは、占領軍にとって「かわいそうな東洋人女性を救う」というオリエンタリズム的英雄心をくすぐるものであった⁹⁾。情報教育プログラムのターゲット・グループとして、青年団や労働組合と並んで日本女性が常に高い優先順位を与えられていたのは、このような理由にもよるだろう。またアメリカ国内外の世論に対して「女性の解放者」として占領軍のイメージを高めることは、アメリカ人納税者に軍事占領の出費への理解を求める手段でもあった。

以上三つの理由から、女子教育改革は占領期の情報教育政策にとって特別な重要性をもつものであり、アメリカ合衆国政府で立案された「再教育・再方向付け政策」が占領下の具体的プログラムにどう表出したかを研究する上で有用な題材だと考える。

1. アメリカ合衆国政府の戦後計画における対日教育政策の立案

アメリカ合衆国政府の占領政策立案過程の中で、メディアを通じた再教育政策と教育政策とは、当初から緊密な関係をもって相互に影響し合いながら形成された。国務省内の戦後計画最高決定機関として1944年初めに設立された戦後計画委員会（PWC）は、同年7月～11月にかけて、占領期の教育改革に関する最初の政策文書 PWC-287「日本：軍政下における教育制度」を起草した。実はこれと相前後して、PWCはメディアを利用した「再教育・再方向付け政策」についても立案・検討していた。すなわち1944年6月～11月にかけて、

PWC-288「日本：占領：公的な情報と表現のメディア」が起草され、「新聞・ラジオ・映画・演劇など」のメディアを「連合国の理想や目的に関する重要な情報や知識を伝えるために利用すべきである」ことを提言したのである⁷⁾。ここでは「学校教育」はメディアの一つには含まれていない。ところが、教育政策文書である PWC-287 には、次のような一文が含まれていた。

日本の「島国根性」を打破し、生徒たちに他国の歴史や功績を教え、できれば世界的な視野を獲得させる為、[占領軍の(筆者注)]民政当局および、ことによると日本のリベラル派によって、学校・ラジオ・映画・録音機器が最大限に利用されなくてはならない⁸⁾

ここでは、学校はラジオや映画と並んで日本人の物の見方・考え方を矯正するための手段とみなされている。同じ PWC によって同時期に起草された PWC-287 (教育政策) と PWC-288 (メディア政策) とは呼応しあっており、有機的な相互関係をもって立案されたことがわかる。

しかしながら、他の政策立案過程においてもそうであったように、教育政策においても政策立案者たちは一枚岩ではなかった。国務省内の「知日派」でありながら、日本人の思想誘導には積極的であった日本学者のヒュー・ボートン (Hugh Borton) は、戦前の教育制度を完全に破壊するのではなくある程度生かすことを想定しながらも、学校教育を有効な再教育の手段と考えていた。PWC の下部組織である極東に関する部局間地域委員会 (IDACFE) の会議において彼は、「教育改革と教員の再教化 (reindoctrination) とは、日本の穏健分子が『軍国主義が国益にとって破滅的であったということ』を日本人一般に納得させる責任』を果たすのに有効な方法である」と主張した⁹⁾。ボートンにとって教育改革は独立して存在するのではなく、政治的再方向付けと有機的なつながりをもつものであったようだ。

これに対して、もっと介入的な教育改革を主張する者もいた。例えば国務省南東アジア部 (SEA) のラルフ・ターナー (Ralf Turner) は、現行の日本の教

育制度の否定的側面、すなわち日本の教育が「軍国主義者の思い通りになる道具」を育てたことを、もっと政策文書の中で強調すべきだと論じた。しかし IDACFE の多数派は、余りに介入的なプログラムには慎重であったようだ。彼らは「権威主義的な政権を支えた原因は教育制度そのものではなく、制度が近年になって運用されてきた方法である。」とターナーに反論した。親日派外交官のジョゼフ・バラントイン (Joseph W. Ballantine) は戦前の日本の教育制度にも「良い側面」があった、例えば「えこひいきが無く」、「最も高い教育を受けた日本人が最もリベラルな要素を構成していた」ことなどを挙げて、日本の教育制度の全面的否定に反対した¹⁰⁾

バラントイン、ポートン、そしてユージン・ドゥーマン (Eugene Dooman) という3人の親日派政策立案者の要望によって、最終稿にはイントロダクションに当たる文章が挿入された。それは介入的なアプローチに対して自粛を呼びかけ、改革をできるだけ日本人の親米リベラル派に委託することを勧めていた。

慎重な検討の結果、日本の教育制度を望み得る限り根本的に改革し、その後も改革を維持して行く為に必要な、大勢の有能で資格あるアメリカ人またはその他の外国人スタッフを軍政部が雇用するのは不可能だという結論に達した。…したがって軍政部は、リベラルな考えをもつ協力的日本人が相当数現れるのを待ち、彼らに超国家主義や軍国精神の排除に必要な根本的教育改革の遂行を任せるべきである¹¹⁾

以上のように PWC の議論においては、総じて介入的アプローチと親日的な不介入主義のアプローチとが混在していた。しかし 1945 年初めに SWNCC が結成された後には、慎重な態度よりも熱烈な改革主義が幅を利かすようになる。このような潮流の変化の中心に居た人物が、国務省文化協力部 (CU) のゴードン・ボウルズ (Gordon Bowls) であった。子供時代を宣教師の家族とともに日本で過ごし抜群の日本語能力をもつボウルズは、親日的な面を持ちなが

らもボートンよりもさらに「再教育・再方向付け」に熱心だった。

1945年、SWNCCはボウルズに対日教育政策の起草を依頼したが、当時ボウルズは対ドイツ再教育政策の立案に関わっていたために、多忙過ぎてこの依頼をすぐに引き受けることができなかった。広報担当国務次官補のアーチボルト・マクリーシュ（Archibald MacLeish）の命により、ボウルズは「ドイツ人の再方向付けのための特別委員会」に所属していたのだった¹²⁾ 7月30日、ボウルズは遂にドイツに関する任務を離れ、PR-24 Preliminary「日本帝国の降伏後の軍政：軍国主義を廃止し民主的過程を強化するための方策：教育改革」という文書を起草した。PR-24 Preliminaryは、その後の教育政策立案に大きな影響を与えた重要文書であった¹³⁾

その表題から見ても分かる通り、PR-24 Preliminaryは軍国主義を廃し民主主義を強化する「方策」という枠組みの中に教育改革を位置付けている。前出PWC-287aに依拠しつつも、PR-24 Preliminaryは日本の教育が軍国主義に寄与してきたことをより強調し、教育制度を通じた日本の思想改革を主張した。日本の教育制度は「授業料の支払いを除いては、富者と貧者の区別なく能力に応じて帝国の要職に就くことが可能であるという点で、基本的に平等」ではあったものの、「政府の目的や命令に従う」ことが求められ、個人主義が制限されているという点で、「リベラルでも民主主義的でもない」、したがって「軍政部によって実行されるべき具体的改革」として、「個人主義や批判的態度の発達」や「全国民に対する教育機会の均等」を促すことが必要である、と文書は結論付けた¹⁴⁾ リベラルで協力的な日本人に教育改革を「任せる」ことを定めたPWC-287aよりは、かなり介入主義的傾向の強い内容になっている。

PR-24 Preliminaryはまた、対日占領政策文書の中ではじめて女子教育振興の必要性に言及した点でもPWC-287aと区別される。「民主的制度の発達を奨励するために」、占領軍は「両性の平等な教育機会への要請を創出しなくてはならない」¹⁵⁾ 要請を創出する（create a demand）という持って回った言い方は、占領軍が直接日本人に対して教育機会の男女平等を説くのではなく、日本人自らの間にそのような「要請」が湧き起こるように誘導するという意味に解する

ことができる。

奇しくも PR-24 Preliminary が起草されたのと同じ 1945 年 7 月、SWNCC 海軍省代表委員のアーテマス・ゲイツ (Artemus L. Gates) が、SWNCC-162/D 「日本人の再方向付けのための積極的政策」を提案していた。この中でゲイツも、「女性に平等な教育機会を保障すること」は再教育・再方向付けの重要な要素であると論じていた。ゲイツの場合、女性の「保守性」を指摘し、古い「道徳基準」を利用することによって占領政策への協力を取り付けることができると述べていた¹⁶⁾

何故この時期にゲイツとボウルズがそろって女子教育に注目したのか明確ではないが、二つの理由を推測することができる。そのいずれもが、ドイツ占領政策に関連する。まず一番目として、ボウルズが所属した「ドイツ人の再方向付けについての特別委員会」の記録の中で、占領政策に協力的なドイツ人は「家庭、特に女性の中に見出すことができる」という考えが示されている。女性に対する占領政策の重要性に鑑み、特別委員会は特に女性委員の参加も検討している。特別委員会の最終報告書「ドイツ人再教育に関する長期的政策の提言」はこのような議論を反映して、ナチス政権の下で抑圧されていた個人や制度を再教育政策に利用することを提言し、その中には「女性」と「家庭」が含まれていた¹⁷⁾ すなわち特別委員会は女性や家庭を旧政権下での犠牲者と見なし、占領軍が彼女たちを「解放」することによって占領政策への協力を取り付けられると期待したのである。ボウルズはこのような対ドイツ政策に学ぶことによって、PR-24 Preliminary の中で「両性の平等な教育機会」に特に言及したと考えることができる。

二番目として、アメリカ対独占領軍は、実際には国家再建に女性を動員することに苦慮していた。ドイツ女性は日々の生活に追われ、肉体的・精神的に傷ついた父や夫にかわって家族を経済的に支えるために「闇の経済にエネルギーを注ぎ」、「正当な経済を再建する手助けには無頓着」であった。1945 年夏から占領軍は「潜在的労働力の登録制度」を導入したが、占領軍によって与えられるそのような仕事は闇市に比べると効率が良くなかったために、登録を拒否

するドイツ女性が続出した。占領軍は、占領政策への協力に積極的でないドイツ女性に手を焼いていたのが現実であった¹⁸⁾。ドイツがこのような状況をどの程度把握していたのかは不明だが、SWNCC 162/D 提案理由の中で彼は、イタリア占領政策が「混迷状態」にあり、ドイツ占領政策が「批判にさらされている」のは、アメリカ政府が「再教育・再方向付けに関する積極的で包括的なプログラムを欠いているから」だと述べている¹⁹⁾。これらのことから、対ドイツ占領政策において女性が潜在的協力者として高い期待をかけられていたにも拘らず、実際には占領政策に非協力的なドイツ女性が占領政策の遂行を困難にしているという事実が、日本占領政策においてことさら女性の協力を取り付けることの重要性に注目を集める結果になったとも考えられる。

要するに、日本女性は占領軍への潜在的協力者として期待をかけられたと同時に、彼女たちの協力が得られない場合のダメージも大きいことが予想された。ちょうど「再教育・再方向付け政策」が対日占領政策立案者たちの関心を集めつつある中で、日本女性は再教育のターゲット・グループ（客体）としても、またその実施協力者（主体）としても重要性をもった。したがって彼女たちにより高い教育を受ける機会を与えることは、軍国主義を廃し民主主義を強化する「方策」である教育改革の中で、重要性の高い課題となり得た。

PR-24 Preliminary の起草から約2ヵ月後の9月7日、SWNCCの下に「日本人の再方向付けのための特別委員会」が組織され、ボウルズとボートンは国務省代表委員として参加する。以後二人は、対日教育政策と対日「再教育・再方向付け政策」の両方の立案に同時進行で携わって行く。このことは、教育と再教育との密接・不可分な関係を示している。

1945年の10月～12月にかけて、PR-24 Preliminary はさらに二つの政策文書へと発展的に継承されて行く。その一つは10月23日にSFEが起草した「日本の教育—結論」という文書である。この文書には同時期に議論されていたSWNCC-162 シリーズに見られるような、メディアを用いた思想誘導政策の影響が色濃く見られる。その意味で「日本の教育—結論」は、教育政策と「再教育・再方向付け政策」との融合を象徴する政策文書であった。文書は冒頭から、

日本の教育は「連合国（United Nations）の目的を達成する上で最大の貢献・援助を引き出すために実施・発展・利用されるべきである」と、教育改革が政治目的に奉仕する趣旨を端的に表明している。さらに、適切な改革を達成するには「改革に受容的な日本人のみが、統制力や権威のある地位に任命され」、占領軍からの「提言やアドバイス」を受けるべきであるとしている。ただし改革が「軍事占領者によって強制されたように見えてはならない」と、文書は警告している。SWNCC-162 シリーズをはじめとする「再教育・再方向付け政策」の中でこれまで論じられてきた「協力的日本人の利用」の方針が、今度は教育政策の中でも繰り返されたのである²⁰⁾

「日本の教育－結論」はまた、メディア利用の重要性を説いている点においても、「再教育・再方向付け政策」と連動している。例えば「成人教育」は「ラジオと視覚教育技術」とくに「世界の地理」「他国の歴史や文化」等のテーマを扱う「教育映画」の利用によって普及せられるべきである。ラジオ番組は成人教育・学校教育の両方で利用されるべきであり、「世界のニュース」「ラウンド・テーブル・ディスカッション」「民主主義のレッスン」「労働ニュース」「農業ニュース」「海外放送」などのテーマを扱うべきである。以上のことから、メディアを通じた情報普及は、教育政策と再教育政策の両方で重要な位置を占めていたことがわかる²¹⁾

女子教育に関連する提言としては、「性別・社会的地位・経済的地位に拘らずより大きな教育機会の均等が保障されること」や、「女性教員の数を出来るだけ増やすこと」、「高校・短大・大学における男女共学を慎重に検討し奨励すること」が盛り込まれていた²²⁾

さらに12月6日、ポートンは「日本の教育－結論」をSWNCCの定型フォーマットに従って簡潔に書き改め、「日本の教育制度」と表題を付けた。この文書には正式なSWNCC文書番号が付いていないが、実際にはこれが最終的な対日教育政策文書となる。「日本の教育制度」は「日本の教育－結論」に比べてラジオ・映画等の各メディアへの言及は簡潔化されているものの、やはりメディアを通じた情報普及を重要視する方針には変わりはない。また、女子教

育に関連する部分でも、「性別・社会的地位・経済的地位に拘らずより大きな教育機会の平等を保障」し、「共学化と教育制度全般を通して女性の雇用を拡大することを奨励」すべきだとしている²³⁾

要約すると、対日教育政策の立案は「再教育・再方向付け政策」と密接な関わりをもち、むしろ「再教育・再方向付け政策」の中から発生したと言っても過言ではない。同じ人物が同じ時期に、教育政策とメディア政策とを起草・立案しており、ラジオや映画と並んで学校教育は日本を親米民主主義国に作り変える手段として重要視されていた。このような教育と再教育との融合の中で、女子教育が重要な課題として浮上した。何故なら、女性は占領軍にとっての潜在的な協力者であり、同時に再教育のターゲットでもあったからだ。

2. CIE と女子教育改革

実際に占領が始まると、「再教育・再方向付け政策」は「情報教育政策」と名前を変えて占領軍 CIE の管轄となった。CIE の役割は本来、必要な改革について占領軍最高司令官に「助言」を与えるとともに、既に実施された改革とアメリカ合衆国についての情報を普及させることであった。したがって教育改革の分野においても CIE は、改革の内容についてマッカーサーに助言し、実際に改革が行われた後、その内容を普及させるはずであった。しかし実際には、CIE が直接日本人教育者や文部官僚と協議して教育改革の内容を決定したり、CIE が改革を「指導」したりする場面も多く見受けられた。

女子教育に関しては、CIE の女子教育担当官 (Women's Education Officer : WEO) と女性問題担当官 (Women's Information Officer : WIO) とが協力して取り組んだ。女子教育担当官を務めたのはアイリーン・ドノヴァン (Eileen Donovan)、女性問題担当官を務めたのはエセル・ウィード (Ethel Weed) というアメリカ人女性だった。本節では特にドノヴァンを中心とする CIE の女子教育改革への取り組みに焦点を当て、アメリカ合衆国の情報教育政策が女子教育改革とどのように関連したかを考察する。

アイリーン・ドノヴァンは占領下の女子教育改革に関して最も影響力を発揮した係官であったが、戦前はマサチューセッツ州の高校の歴史教員だった。戦争が始まると陸軍女性部隊（WAC: Women's Army Corps）に志願し、WAC大尉の肩書きのまま占領軍に参加しCIEに配属された。このことがきっかけとなって彼女は生涯、アメリカ合衆国の対外情報教育政策に携わることになる。1949年、ドノヴァンはCIE在籍中に国務省のポジションに応募して採用された。国務省極東局の広報担当官として、彼女は再び対日情報教育政策に関わって行く。例えば1951年～52年にかけてジョン・ロックフェラー3世が占領終結後の日米文化交流のあり方について調査のため数回にわたり来日した際にも、ドノヴァンは日本の現状についてロックフェラーにブリーフィングを行い、ロックフェラーがダレス（John Foster Dulles）国務省顧問宛の報告書を作成した際にはエドウィン・ライシャワーやヒュー・ボートンとともに手伝った。その後も彼女は国務省に在籍し続け、後には駐バルバドス大使となった²⁴⁾

ドノヴァンは機会あるごとに、日本女性が様々な指導的立場に活躍の場を拓けることを奨励した。それは講演会などを通して文字通り「情報教育活動」の一環として行われる場合もあれば、もっと具体的な助言指導という形を取る場合もあった。後者の例として、東京の新制中・高等学校に女性の校長がまったく居ないことを知ったドノヴァンが、東京都教育委員会に対して公立学校長を含む教育管理職への女性の任用を強く勧めたケースが挙げられる。「強制」はしなかったが、彼女自身の言によると「帽子の中に蜂を入れる」（刺激を与えて変化を促す）ようなことをして、女性の専門職への進出を促そうとしたのだという。教育委員会側からすると、占領軍係官に「強く勧められる」ことは「強制」も同然であった。しかしドノヴァンのこのような行動は、実は日本人女性教員からの要望に基づいていた。東京都の女性教員のグループが、女性校長を増やすように日本政府に働きかけて欲しいという趣旨の嘆願書をCIEに提出していたのだ。ドノヴァンはCIE局長への報告書の中で、「嘆願の内容は自分も長く考えていたこと」だったので、東京都教育委員会に圧力をかけることにしたと記している²⁵⁾この事例は、ドノヴァンの「指導」が必ずしもアメリカ的

価値観や彼女自身の信念の押し付けではなく、日本側からの要請に基づいていたことを示唆している。

ドノヴァンはまた、女子教育振興に熱心でない文部官僚と闘った。CIE の会議議事録には、彼女が文部省学校教育課長の日高第四郎と対立したことが記されている。日高は「精神的な能力においても肉体的な能力においても男女には差がある」と主張して、ドノヴァンが依頼した男女共学推進のパンフレット作成をサボタージュした。ドノヴァンは日高を CIE に呼んでパンフレットを作成するように説得し、また CIE の上官からも日高に圧力をかけてもらった。最終的には、1946 年から文部省に勤務していた山室民子（1900-1981）にパンフレット起草を依頼することによって、文部省の男女共学推進パンフレットは実現した²⁶⁾

山室とドノヴァンの協力関係は、CIE とアメリカ合衆国で教育を受けたキリスト教徒の日本女性との協力関係の典型例である。山室は日本救世軍 (Salvation Army) 司令官山室軍平の娘で、東京女子大学卒業後、カリフォルニア大学およびロンドンの救世軍士官学校に進学した。1939 年に日本に戻り救世軍の活動を続けていたが、1946 年（恐らくは占領軍の推薦によって）文部省初の女性視学官となった²⁷⁾ CIE は女子教育改革の推進に当たって、アメリカで教育を受けたキリスト教徒の日本女性を協力者としたことがわかる。

そもそも、ドノヴァンのような若い女性係官が日本のベテラン官僚を圧倒することができたのは、占領軍 CIE の権威があったからに他ならない。彼女はそのことを認識しており、占領軍が去った時に改革が撤回されるのではないかと恐れた。そこでアメリカ合衆国で教育を受けたり、キリスト教系ミッション・スクールで教育を受けたりした、キリスト教徒あるいは欧米文化に理解のある日本女性たちに、占領軍が行った女子教育改革を引き継がせようとした。彼女は「教育を受けた女性の将来における責務」を強調し、キリスト教系女子大学の卒業生と面談して「改革を進めることを占領軍の存在に頼る」ことなく、「自ら学んだ考えを抜げて行って欲しい」と話した²⁸⁾

第 1 節で見た政策文書「日本の教育—結論」が「改革に受容的な日本人」を

積極的にサポートすることを明示していたことにも表れている通り、協力的日本人の利用は、アメリカ合衆国の対外情報教育政策の中で常に重要視された方針だった。意識的かどうかは不明だが、ドノヴァンはアメリカ政府のこのような方針に沿った活動をしていたことになる。キリスト教系ミッション・スクールやアメリカの大学・短大出身の日本人女性たちは CIE から見ると理想的な「協力的日本人」集団だったが、日本全体から見ればごく限られた都市部エリート層だった。アメリカ合衆国で「セブン・スター・カレッジ」と呼ばれていた7つの有名女子大学の日本人卒業生らが中心となって日本大学女子協会（Japanese Association of University Women）が結成され、CIE と協力して女子教育改革を推進する日本側での中核となった²⁹⁾。

上述の女性校長の例を見てもわかる通り、CIE は女子教育改革を強制したのではなく、日本女性の声を反映させようとした。しかし、CIE が耳を傾けた声の圧倒的多数は欧米文化に親しんだ女性やキリスト教徒女性たちの声であった。例えば、ドノヴァンが男女共学化を強く支持したのは、戦前にアメリカで教育を受け、男女共学を主張していた日本人教育者が居たことを知っていたからでもあった。ドノヴァンは1931年に書かれた小泉郁子の『男女共学について』という本の英語訳を読んで戦前日本の共学化運動について知識を得た。占領が開始するとドノヴァンは実際に小泉（結婚により清水姓になっていた）に面談し、女子教育について意見交換を行った³⁰⁾。文字通り日本女性の声に耳を傾けたのである。しかし、小泉の男女共学理論はアメリカの学校制度に基づいたものであった。彼女はプロテスタント派のキリスト教徒であり、1920年代にオベリン大学で宗教教育を専攻した。さらにミシガン大学で教育学修士を修めて1930年に帰国した直後に著したのが『男女共学について』であった³¹⁾したがってドノヴァンは欧米の女子教育に関する制度や考えを日本に直輸入するかわりに、既にそのような制度や考えに馴染んだ日本人を支援することによってCIEの目的を達成しようとしていたのである。

ドノヴァンが日本女性の教育水準を引き上げることに貢献しようとした気持ちは真摯なものであったが、同時にそのような努力がアメリカ合衆国の政治目

的にも奉仕することを、彼女はよく承知していた。すなわち高い教育を受けた日本女性が親米的な資本主義社会を守ることは、占領目的とアメリカの国益にかなうことであり、CIE 局員・後には国務省職員としてのドノヴァンの任務に合致していた。彼女は様々な講演の機会に「女性の地位が上昇すれば民主主義も進歩し、女性の地位が下がれば民主主義も後退する」、あるいは「女子教育が重要な理由は日本女性が自由社会を再建する方法を知らないから」と説明した³²⁾ 換言すればドノヴァンの女子教育奨励は、日本女性を利すると同時に親米民主主義を世界に広めるというアメリカ合衆国の情報教育政策とも整合性があったのである。

ドノヴァンはまた、このような女子教育を介した情報教育政策が共産主義の脅威に対抗する有効な手段であると信じていた。ドノヴァンの反共主義の傾向は彼女が国務省に入ってから特に強まった。彼女はCIEでの経験を買われて対日情報教育政策について国務省から助言を求められた。例えば1950年4月に国務省に提出したレポートで彼女は、「日本における民主的再方向付け」はこれまでのところ成功しているが、「合衆国政府が引き続き教えることが絶対に必要」であり、さもなければ「破滅的な共産主義思想が日本で強まるだろう」と述べた。そして占領軍の情報・教育政策にとって「女性は、若者や労働者・教育者と並んで重要なターゲット」であることを強調した³³⁾ 情報教育政策が無ければ危険な「真空状態」が生じるという発想は、1948年にドノヴァンが韓国を訪問した際に国務省宛に提出したレポートにも既にその萌芽が見られる。ドノヴァンは韓国政府が「アメリカによる統制が緩められたとたん男女共学などの女子教育改革を廃止しようとしている」ことを憂慮し、日本が同じ道をたどらないためには、危険な「情報教育の真空状態」(a vacuum in the fields of information and education)が生じないように注意しなければならないと国務省に警告したのである³⁴⁾

ドノヴァンはまた、トルーマン大統領が1950年4月の「婦人週間」に寄せた日本女性宛のメッセージの起草者であった可能性が強い。ドノヴァンの筆跡で校正の入った大統領談話の原稿が、ドノヴァン文書に含まれているからだ。

彼女が最初から起草したものか国務省の誰かが起草したものを彼女が校正したのかは不明だが、ドノヴァンが大統領談話の執筆に関わったことは、アメリカ政府も情報教育活動の一環として日本の女子教育改革を重要視していたことを示している。

過去4年間で最も希望に満ちたすばらしい変化は、日本女性の進歩であります。…我々は日本女性が、民主主義国家の集まりの中で日本の将来を決定するための真の参加者となるべく、努力を続けられることと信じています³⁵⁾

このようにトルーマン談話は日本女性の「進歩」が過去4年間の日本占領の中で進展したことを強調し、占領軍が「解放者」であることを暗示している。また、日本女性の「進歩」が、単に女性たち自身のためのものではなく、国際社会の中での日本のあり方を決定するのに重要だという解釈も示している。女子教育改革を含む日本女性の「進歩」は、占領軍およびアメリカ合衆国の対外イメージを高める情報教育活動の素材ともなったのである。

以上のように、ドノヴァンを中心とするCIEの女子教育改革政策は、日本女性に協力して女子教育の進歩を後押しした側面と、親米的日本人女性を介して日本人の再教育という政治目的を推進しようとした側面、さらに女子教育の振興そのものがアメリカ合衆国および占領軍の対外イメージ・アップに貢献した側面を含む、重層的な意味合いを持っていた。ドノヴァンの事例から見えてくるのは、女子教育改革が日本女性に利益をもたらしたのと同時に、反共・親米民主主義の普及を目的とするアメリカ合衆国の情報教育政策にも貢献していたという構図である。

3. CIE 編纂教科書『民主主義』に見る新しい日本女性像

本節では、CIEが日本人学者の協力を得て編纂し、文部省が1948年～49年

にかけて刊行した教科書『民主主義』（英文タイトル *Primer of Democracy*）を通して、CIE が女子教育改革や情報教育活動の末にどのような日本女性の育成を目指していたのかを検討する。『民主主義』は 1953 年まで中学・高校および成人教育で使用された。全体は 17 章から成り、上・下巻に分けてそれぞれ 1948 年と 1949 年に刊行された。内容は第一章「民主主義の本質」、第二章「民主主義の発達」、第三章「民主主義の諸制度」、第四章「選挙権」、第五章「多数決」、第六章「目ざめた有権者」、第七章「政治と国民」、第八章「社会生活における民主主義」、第九章「経済生活における民主主義」、第十章「民主主義と労働組合」、第十一章「民主主義と独裁主義」、第十二章「日本における民主主義の歴史」、第十三章「新憲法に現れた民主主義」、第十四章「民主主義の学び方」、第十五章「日本婦人の新しい権利と責任」、第十六章「国際生活における民主主義」、第十七章「民主主義のもたらすもの」となっている。

『民主主義』は表向きには文部省が編集・出版したことになっており、CIE の関与は一般日本人の目からは隠されていた。しかし、実はこの教科書編纂プロジェクトはそもそも CIE が提案し、主導権を握って遂行したのだった。CIE 教育課の「社会科専門官」であったハワード・ベル（Howard Bell）が最終的な監修者であり、各章の起草作業は 11 人の日本人専門家の手に委ねられた。各章の草稿は英訳されてベルおよび他の CIE 局員による点検・修正を受けた。しかし実際に日本語で出版された『民主主義』には、ベルや CIE はおろか日本人起草者の名前さえ掲載されていない。奥付には単に「著作権所有・著作兼発行者・文部省」と書かれているだけである。

このように、教科書『民主主義』の内容がまるで文部省の公式見解であるかのように出版され、起草者の名前や CIE の関与がまったく外に出なかったのは何故であろうか。1948～49 年という時期には、冷戦の深刻化にともない、西側社会に政治的・経済的・文化的に心から共鳴する日本人を情報教育活動を通して育成することが占領軍にとって一層の重要性を帯びた。第 1 節で見た通り「再教育・再方向付け政策」の中で学校や教科書は、ラジオ・映画などのメディアと並んで再教育の有効な手段とみなされていた。教科書『民主主義』は、

民主主義の歴史や制度について解説しつつ、アメリカ・モデルの制度や考え方を民主主義の最良の実践例として随所にちりばめている。根拠の乏しい宣伝を行ういわゆる「ブラック・プロパガンダ」とは異なるものの、アメリカ・モデルの諸制度を理想化し賞賛する傾向は明らかである。起草のプロセスやCIEの関与を伏せたことも、情報教育活動の効果を上げるための意図的な処置であったと考えられる。

教育史家の明神勲は、第十一章「民主主義と独裁主義」に焦点を当てた研究の中で、反共主義者であるハワード・ベルが、アメリカ型民主主義の優位性を強調し共産主義社会の欠点を際立たせるような方向で草稿を書き直したことを論証している。東京大学経済学部教授の大河内一男によって起草された原案では、異なる様々な政治制度を比較してはいるものの、どの政治制度が最も優れているかという価値判断は行っていなかった。これを不服としたベルは、東京大学法学部教授・尾高朝雄の助けを借りて草稿を全面的に書き直し、反共主義色の強い内容に変えた³⁹⁾もしこのようなプロセスが公開されれば、『民主主義』は国民の目には占領軍および一部の日本人の思想の押し付けと映り、情報教育効果は半減したであろう。したがってあくまでも文部省著作としておくことがCIEにとっては得策だったのである。

それでは「日本婦人の新しい権利と責任」と題された第十五章においては、どのような日本人女性像が理想的モデルとして提示されていたのであろうか。25ページから成るこの章では、女性が政治参加や社会的活躍の場を拡げることが積極的に奨励されると同時に、アメリカ・モデルのジェンダー規範が理想として描かれ、親米資本主義社会にふさわしい日本女性のあり方が提示されている。

第十五章を起草したのは恐らく山室民子であったと推察される。CIEが日本人起草者を集めて起草委員会（占領軍内での呼称はPrimer Committee）を結成した際に、唯一の女性委員として召集されたのが山室であった。また山室は初の女性視学官として文部省にあってCIEと協力的な関係を保ち、前節で見た通り女子教育担当官アイリーン・ドノヴァンの依頼で男女共学推進パンフレッ

トを執筆したこともあった³⁷⁾ アメリカで教育を受け、英語を自由に操り、キリスト教徒であるという山室のプロフィールは、CIE から見ると典型的な「協力的日本人」の条件を満たしていた。したがってCIEが『民主主義』第十五章の起草者として山室に白羽の矢を立てたことは自然の成り行きであった。

起草過程におけるベルの介入についての明神の先行研究は、主としてCIEの会議議事録に基づいている。本稿執筆にあたって第十五章の起草過程について議事録を調査した結果、ベルは山室の書いた第十五章の草稿についても修正を行っていることが明らかになった。すなわち1949年1月28日、ベルは文部省の代表者を呼んで第十五章の内容について討議している。

現行の草稿のままでは、資料の構成が紛らわしくまた不十分である。あまり関係の無い資料を削除し、より適切な資料—特にCIE女性問題担当官エセル・ウィードの推薦によるもの—を取り入れることで合意がなされた³⁸⁾

しかし占領軍の資料には、具体的にどの部分が削除され何がウィードの推薦によって追加されたのかを示す情報は、残念ながら含まれていない。しかし少なくとも、ベルが山室の草稿を注意深く検討し、他のCIE係官にも目を通させて、CIEの考えを反映させていたことは読み取れる。したがって第十五章の提示する理想的な女性像は、CIE公認の冷戦下のジェンダー・モデルであったと言えることができよう。

具体的に第十五章の内容を分析すると、まず最初にフランス・イギリス・アメリカ合衆国における婦人参政権運動の歴史を概観し、特に、アメリカ合衆国独立宣言の起草者ジョン・アダムズの妻アビゲイル・アダムズが、夫に宛てた手紙の中で女性の政治参加の権利を訴えたというエピソード等が詳しく紹介されている。アメリカを中心とする西側諸国の女性の歴史が参照すべきモデルとして冒頭に示されているのである³⁹⁾

戦後日本における女性のあるべき姿については、『民主主義』は一方で女性

の活躍の場を政治や高等教育に拡大していくことを奨励している。例えば、女性が「目ざめた有権者」になるために「ラジオや新聞・雑誌の政治に関する報道や議論を注意して聞き、また読んで、政治の動きに対する理解を深めるよう心がけ」るべきだとする。「男だけの政治がどんなに悲惨な結果を招きうるかを、身にしみて体験したはず」なので、日本女性は「行政の方面にもだんだんと進出して、女子特有の細かい心づかいを実際の政治のうえに活用」していくことが奨励されている。また「女子が国の政治や社会公共のことにたずさわり、男子とならんでおおいに活動し、その責務を完全に果たすようになるためには、その教育水準を男子のそれと変わらない程度にまで引き上げなければならない。」と、女子教育の重要性を訴えている⁴⁰⁾

ところが他方で、「女子が高い教育を受けている国々でも、もとより大部分の女子は結婚し、母となり、家庭を営んでいる。夫のよき協力者となり、わが子をりっぱに育てるためにも、女子の教養が高くならなければならないことは、いうまでもない」と、女子教育の主目的は家庭経営であるかのような印象を与える部分もある。さらに女性が社会の多方面で活躍するための具体的方策として、「日本人の衣食住の生活を簡易化し、家庭の主婦としての立場と、社会に出て責任のある仕事を受け持つということが、両立しうるようにしなければならない」と、衣食住を担うのが女性の当然の役割であるという前提の下、その近代化こそが女性の社会進出の鍵を握る重大事とされている。具体的には「都会にアパート式の住宅を多く建てる」こと、「農家の台所を電化」すること、「三度三度火をたいて主食を用意するというような、世界の文明国のどこにも行われていない繁雑不便な食事のしかた」を改めること等、要するに日本人のライフスタイルをより近代化・効率化してアメリカのような「世界の文明国」の基準に近づけることが、女性の地位向上や社会進出につながるという考え方が披露されているのである⁴¹⁾

要約すると、『民主主義』第十五章は一方で女性の政治参加と社会進出を奨励しつつも、他方では、高い教養を持ちながらもまず第一義的には妻・母であるという女性像を理想としている。そして女性の地位を向上させるために最も

必要なことは、政治参加や社会進出を阻むジェンダー・イデオロギーや制度的障壁の改変ではなく、「文明国」にふさわしい家庭生活の合理化・近代化であるという考えが示されている。

このような女性市民像は、実は冷戦を背景としたアメリカ合衆国の1950年代「コンセンサス文化」と深く関わっている。「コンセンサス文化」とは、核と共産主義に対する不安を背景として、白人中産階級プロテスタント教徒の画一的道徳規範や、消費主義と固定的ジェンダー役割に基づく家庭生活が、「主流のアメリカ文化」であるという考え方に、一定の国民的合意(コンセンサス)が見られた1950年代の保守的社会状況をさす。エレイン・タイラー・メイ(Elaine Tyler May)は、コンセンサス文化の下でのアメリカ家族を「冷戦核家族」(Cold War Nuclear Family)と呼び、女性を主婦役割に「封じ込める」(contain)ことは、政府の共産主義「封じ込め政策」(containment policy)と呼応して、冷戦と核の不安から心理的に逃れるための手段であったと論じた。家庭は「外界の危険から隔絶された安全で私的な巢」と認識され、女性はそうした家庭の守護神としての役割を果たすことを期待された⁴²⁾さらに冷戦イデオロギーの下、消費が資本主義を支える愛国的行為として礼賛されるようになり、電化製品や便利な家庭用品を消費することによって家事を合理化することが、主婦の新しい役割となった。1959年にモスクワで行われた「アメリカ博覧会」において、ニクソン副大統領は最新式の洗濯機などが並ぶアメリカ中産階級のモデル・ハウスを披露しながら、様々な消費財を自由に選べるアメリカ式ライフ・スタイルがいかに便利で快適なものか、アメリカの家庭の主婦たちがいかに豊かで幸せな生活を送っているかを力説した⁴³⁾電化された便利な台所と、その主である主婦たちは、資本主義国家アメリカの優越性を象徴する存在だったのである。

電化製品を買って家事を合理化する主婦を、近代化・民主化の主体的な推進者として高く評価する見方は、1950年代日本におけるマスコミや広告にも頻繁に登場する。吉見俊哉の研究によれば、1953~54年ごろには電化製品の広告の中で『『アメリカ的生活』の担い手としての『主婦=奥さま』の姿がはっ

きり示されるように」なっていた⁴⁹⁾日本人にとっても、電化された便利な台所はアメリカ合衆国が代表する消費主義・資本主義社会の豊かで近代的なライフスタイルの象徴であり、見習うべき模範・あこがれの対象だったのだ。

『民主主義』第十五章に見られる、台所の近代化こそ女性解放の鍵であるという理論は、以上のような冷戦イデオロギーと深く結びついていたのである。

『民主主義』第十五章は、一方では女性が新たに獲得した教育の権利や政治的権利を最大限に活用することを奨励するメッセージを伝えながらも、他方では冷戦下のアメリカ合衆国における保守的なジェンダー規範と、消費を通して家事を合理化することが女性の自主性の表れであるというメッセージも伝えていた。要するに、『民主主義』が示す日本女性の理想像とは、高い教養と政治参加とを実現し、欧米文化に親しみながらも、第一義的には妻・母であり、家事を合理化することにより家庭以外の社会に関心をもつ余裕をもちつつもジェンダー規範を逸脱せず、積極的な消費によって資本主義社会に貢献する女性ということになる。

このような理想的女性市民像は、実は教科書以外の情報教育メディアの中でも頻繁に提示されていた。例えばCIEが日本人を対象に上映したアメリカ紹介映画（CIE映画）によく登場する典型的アメリカ人女性は、家事や育児に主たる責任を負う主婦でありながら、消費者や生産者、あるいはボランティアとしてアメリカの民主主義や資本主義経済に貢献する白人女性たちである。1951年に公開されたCIE映画『婦人と共同社会』（*Women and the Community*）では、「婦人有権者同盟」（League of Women Voters）やPTA等でボランティア活動をする女性たちの様子が紹介される。映画では女性たちが「それほど裕福でも貧乏でもない、典型的な家庭の主婦」であり、幼い子供を育てながらも時間を見つけて、より良い社会を築くために活動していることが強調されている。また女子高校生も「近い将来妻となり母となる」予備軍として、公園作りのボランティア活動に従事している。この映画は陸軍省オリジナル作品であり、最初から占領地域における「再教育・再方向付け」を目的として制作されたものである。何故、陸軍省は主婦のボランティア活動が冷戦を戦う上で重要だと考え

たのであろうか。

第一に、「労働者」である社会主義国の女性たちと対比して、映画の中のアメリカ女性たちがまず第一義的には主婦であり、経済的余裕があるからこそ時間を見つけて自主的に社会との接点を持っていることが重要だと考えられる。映画中で「それほど裕福でも貧乏でもない」と紹介される登場人物たちは、何ひとつ不自由の無い弁護士や不動産業者の妻たちであり、立派な家に住み、お洒落なスーツに身を包んでいる。映画は社会主義国への批判を直接的には述べてはいないが、アメリカ女性たちが経済的・時間的・精神的ゆとりのある豊かな生活を送っていることを強調することにより、このような生き方のできるアメリカ社会の優位性を示唆している。

第二に、『婦人と共同社会』に登場する女性たちは、「コンセンサス文化」の保守的なジェンダー規範を守り、主婦役割から逸脱しない範囲において、しかも社会を変革する方向ではなく社会秩序を安定させる方向でボランティア活動を行っている。登場する女性たちはみな慎ましやかな妻・母であり、キリスト教徒である。彼女たちの属する「婦人有権者同盟」は特定の政策や社会変革を支持するのではなく、政治的に中立の立場から、地域の女性たちを「より良い市民」に育てるために選挙の重要性について啓蒙する。またPTAは活動の一環として若者たちの「スクエアダンス」の集いを催すが、その目的は「古風なダンス」を通して青少年非行を未然に防止することだと説明されている⁴⁵⁾

陸軍省をはじめとするアメリカ政府機関は、情報教育活動の一環として「コンセンサス文化」のジェンダー規範をアメリカ的モデルとして世界に輸出することを得策と考えた。何故なら世界の諸国民を親米民主主義体制の下に安定的につなぎ止めておくためには、その国の女性たちが社会主義思想に影響を受けたり、既成の社会秩序に意義申し立てを始めたりにしては困るからである。

『民主主義』に描かれた理想の日本女性像と、『婦人と共同社会』に描かれた理想のアメリカ人女性像との間には、共通部分が多い。どちらも高い教養をもち社会の出来事に深い関心と理解を示しながらも、規制の秩序や規範を脅かすことなく良き妻・母・消費者としての役割をこなし、アメリカ合衆国のヘゲモ

ニーの下で西側自由主義体制を支えていたのである。

結 び

占領軍による日本の女子教育改革は、重層的な意味を持ちながら展開した。CIEによる女子教育の奨励によって日本人女性は確かに受益者となったが、教育を受けた女性を占領政策の擁護者・親米民主主義の支持者とすることによって、占領軍は日本人の思想的誘導という政治目的も同時に推進していた。さらに又、占領軍が女子教育を推進し日本女性を解放したという「業績」は、アメリカ合衆国の占領行政・対外政策のイメージ向上に役立つ、新たな情報教育活動の素材にもなった。

そもそも、アメリカ政府内部で対日教育政策が「再教育・再方向付け政策」と同時進行で、同じ政策立案者たちによって起草されていた時点で、両者の不可分な関係が成立した。女子教育推進の必要性の議論が、占領政策への女性の支持を取り付ける必要性から発生したという背景は、最初から女子教育改革をアメリカ合衆国の政治目的に直結させた。女子教育推進の果てに占領軍が提示した「理想の女性像」が、冷戦期アメリカのコンセンサス文化を反映した主婦像であったことは、女子教育改革が当初から政治的再教育と結びついていたことを考えれば、当然の成り行きであったとも言える。

しかしながら、情報教育政策は一般に、その実施者と受け手との間に相互的な関係を生じさせ、決して一方的な「洗脳」には終わらない。何故なら文化や情報は流動的・可塑的なものであり、受け手の解釈や意図が介在し易いからである。占領期の女子教育改革に関しても事情は同じである。そこには大学教育の女性への開放を待望していた多くの若い女性たち、女性校長の誕生を目指した教員たち、男女共学を推進した女性教育者など、様々な主体がCIEの情報教育活動と相互的な関係もちながらそれぞれの目的達成のために活動していたことを忘れてはならない。

以上のような事情を踏まえつつも、本稿はあえて、占領期の女子教育改革が

アメリカ対外情報教育政策の文脈に位置づけられることを指摘した。何故なら、日本女性の教育水準向上という（多くの者にとっては喜ばしい）変化が、アメリカ・モデルの近代化こそ日本の目指すべき道であるという「方向付け」と相互に支えあっていたという構図は、戦後日本の対米意識を決定付けた諸要素の中に女子教育も含まれていたという重要な事実を明るみに出すからである。このことはまた、国際関係の研究にジェンダー分析を導入することの有用性を示すとともに、ジェンダー研究が孤立した研究分野ではなく、国際関係・冷戦研究・近代化研究など、多くの分野と有機的に連鎖する重要な知的枠組みであることの証左ともなっている。

注

- 1) GHQ, SCAP, “General Order No.4,” 2 October 1946, the *The Alfred Hussy Papers*, microfilm no. 2-B-4-1, University of Maryland, College Park.
- 2) SWNCC 162/2 “Reorientation of the Japanese,” 8 January 1946, Records of SFE, microfilm roll 14, 国立国会図書館。原文は、“It must be extended to a reeducation not only of the youth but of the population as a whole, and must be developed in such manner as to reach into the minds of the Japanese through every available channel. The influence of Japanese leaders in every field should be utilized as well as all appropriate media, including books, text books, periodicals, motion pictures, radio, lectures, discussion groups and the schools.”
- 3) 戦前の女子教育については、村田鈴子『わが国女子高等教育成立過程の研究』（風間書房、1980年）；橋本紀子『男女共学の史的研究』（大月書店、1992年）を参照。
- 4) 岡原都も、ラジオ番組「婦人の時間」に関する研究の中で、占領軍は「アメリカの占領ゴールの遂行のために日本女性を活用することで得られる多大な効果をはっきり予見」しており、特に長期的には日本女性が「豊かで自由なアメリカのライフ・スタイル（アメリカニズム）」の伝播に貢献したと論じている。岡原都『アメリカ占領期の民主化政策：ラジオ放送による日本女性再教育プログラム』（明石書店、2007年）、197-200。
- 5) 村田、橋本前掲書。
- 6) よく挙げられる例として、マッカーサー最高司令官は回顧録の中で彼の指導下で日本女性が得た利益を数え上げ、「占領軍が成し遂げたすべての改革の中で、日本女性の地位向上ほど心温まるものはなかった」と結んでいる。General Douglas MacArthur, *Reminiscences*

- (New York : A Da Capo Paperback, 1964).
- 7) PWC-288b “Japan : Occupation : Media of Public Information and Expression,” 15 November 1944, PWC document, microfilm, roll 4, *Post-WWII Foreign Policy Planning : State Department Records of Harley A. Notter, 1939-1945*, microfiche, no. 591-53, 国立国会図書館所蔵。原文書は米国メリーランド州カレッジパークの国立公文書館 (NARA) 所蔵。
 - 8) PWC-287 (CAC-238), 15 July 1944 ; PWC-287a (CAC-238a), 6 November 1944, PWC documents, microfilm, roll 4, *Post-WWII Foreign Policy Planning*.
 - 9) Minutes of IDACFE, Meeting no. 96, 5 July 1944, microfiche, no. 1187-71, *Post-WWII Foreign Policy Planning*.
 - 10) Minutes of IDACFE, Meeting no. 98, 7 July 1944, microfiche, no. 1187-73 ; Meeting no. 100, 19 July 1944, microfiche, no. 1187-75, *Post-WWII Foreign Policy Planning*. ポートンやバラントインなど, 国務省の親日派政策立案者の役割について詳しくは, 拙稿「対日占領政策立案過程における『再教育・再方向付け政策』の成立 : 親日的不介入主義との攻防に焦点を当てて」『法文学部論集 (総合政策学科編)』, 23 (2007) : 61-93 を参照。
 - 11) PWC-287a (CAC-238a) ; Minutes of IDACFE, Meeting no. 157, 2 November 1944, microfiche, no. 1187-132 ; Meeting no. 158, 3 November 1944, microfiche, no. 1187-133, *Post-WWII Foreign Policy Planning*.
 - 12) このことについて詳しくは拙稿 (2007) を参照。
 - 13) Marlene Mayo, “Psychological Disarmament : American Wartime Planning for the Education and Re-education of Defeated Japan, 1943-1945,” in ed. Thomas Burkman (ed.) *The Occupation of Japan : Educational and Social Reform* (Norfolk : The MacArthur Memorial, 1980), 61-62.
 - 14) PR-24 Preliminary “The Post-Surrender Military Government of the Japanese Empire : Measure to Abolish Militarism and Strengthen Democratic Process : The Education System,” PR Documents on the Far East, microfiche, 1192-PR-44, *Post World War II Foreign Policy Planning*.
 - 15) PR-24 Preliminary.
 - 16) SWNCC-162/D, 19 July 1945, Records of SWNCC, microfilm, roll 14, *Post-WWII Foreign Policy Planning*. 詳しくは拙稿 (2007) 参照。
 - 17) “Meeting : Re-education of Germany,” 14 May 1945, Gary H. Tsuchimochi, ed., *The U. S. Occupation of Germany : Educational Reform 1945-1949* (Congressional Information Services, 1991), microfilm ; 土持ゲラー一法『占領下ドイツの教育改革』(明星大学出版会, 1989年), 20-21。
 - 18) Elizabeth D. Heineman, *What Difference Does a Husband Make ? : Women and Marital Status*

- in Nazi and Postwar Germany* (Berkeley: University of California Press, 1997), 85-94.
- 19) SWNCC-162/D.
 - 20) "Education in Japan – Conclusion," 23 October 1945, Records of SFE, microfilm, roll 7, *Post-WWII Foreign Policy Planning*.
 - 21) Ibid.
 - 22) Ibid.
 - 23) "Educational System in Japan," 6 December 1945, Records of SFE, microfilm, roll 4, *Post-WWII Foreign Policy Planning*.
 - 24) "SCAP Education Official Joins State Department Here," no date, *The Papers of Eileen R. Donovan*, 国立教育研究所蔵マイクロフィルム。(以下 *Donovan Papers* と略す。); "Rockefeller Report on U. S. -Japanese Cultural Relations," April 13, 1951, RG 59, Central Decimal Files 1950-54, 511.94, box 2534, The National Archives and Records Administration (NARA), College Park, Maryland.
 - 25) "Report of Conference," 19 February 1947 & 5 March 1947, CIE, box 5358, RG 331, NARA. (以下 CIE の資料はすべて RG 331, NARA に属する。)
 - 26) "Report of Conference," 16 December 1946; 26 December 1946; 14 January 1947; and 13 March 1947, CIE, box 5358.
 - 27) 『日本女性人名辞典』(日本図書センター, 1998年), 1086。
 - 28) "Report of Conference," 26 February 1947, CIE, box 5358.
 - 29) "Report of Conference," 28 September 1946, CIE, box 5358.
 - 30) "Report of Conference," 17 December 1946, CIE, box 5358.
 - 31) 橋本 (1992), 225-232。
 - 32) "Socialization Vital in Modern Education – Miss Donovan Stresses Good Will in Training at Sophia University Lecture," newspaper article, no date; "Women's Education in Japan," *Donovan Papers*.
 - 33) "Department Thinking Re Future USIE Information and Education Program for Japan," 11 July 1950, *Donovan Papers*.
 - 34) "Brief Informal Notes on Trip to Korea," 29 October 1948, *Donovan Papers*.
 - 35) "Statement for President and Mrs. Truman for Japanese Women's Week (April 10-17, 1950)," *Donovan Papers*.
 - 36) 明神勲「文部省著作社会科教科書『民主主義(上)』の成立経緯」『日本の教育史学』37 (1994): 116-130。
 - 37) "Regular meeting of the 'Primer' Committee," 26 December 1946, CIE, box 5358. 山室の名

前は CIE 文書の中でしばしば Yamamura と誤表記されている。

- 38) "Primer of Democracy," 28 January 1949, GHQ / SCAP, CIE, box 5358.
- 39) 文部省『文部省著作教科書・民主主義』（復刻版）（径書房，1995 年），311-314。
- 40) 同上，318-320。
- 41) 同上，319-320，323。
- 42) Elaine Tyler May, *Homeward Bound: American Families in the Cold War Era* (New York: Basic Books, 1999) ; Elaine Tyler May, "Cold War – Warm Hearth: Politics and the Family in Postwar America," in *The Rise and Fall of the New Deal Order 1930-1980*, eds., Steve Fraser and Gary Gerstle (Princeton: Princeton University Press, 1989), 153-181.
- 43) May (1999), 10-12.
- 44) 吉見俊哉『親米と反米—戦後日本の政治的無意識』（岩波文庫，2007 年），190。
- 45) *Women and the Community* 『婦人と共同社会』，16 mm, U. S. Army, PKO Pathe, no date, RG 306, NARA.